

意見書

平成 23 年 9 月 1 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 御中

郵便番号 957-0061

(ふりがな) にいがたけんしばたしすみよしちょう 5-12-22

住所 新潟県新発田市住吉町 5 丁目 12 番 22 号

(ふりがな) かぶしきかいしゃにいがたつうしんサービス

氏名 株式会社新潟通信サービス

だいひょうとりしまりやく ほんま せいじ

代表取締役 本間 誠治

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条の規定により、平成 23 年 7 月 26 日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書

弊社は新潟県においてブロードバンド通信の普及、利用の拡大に他の地域事業者と協力をしながら努めてまいりました。

相互接続については、NTT 東西殿が日本電信電話株式会社時代の平成 9 年より開始し、地域の方々に広くブロードバンドを広めてまいりました。又、全ての世帯に広くブロードバンドを目指す「光の道」構想については賛同するものの地域におけるその進め方を注視しているところです。

これまで、ブロードバンドは NTT 東西殿による設備開放により他の事業者が積極的に新たなブロードバンド手法やサービスを開始し、NTT 東西殿のサービスと競いあう事で発展してきました。しかし、相互接続の理念に反し NTT グループ内での優位な計らいや、他事業者情報の漏えい等が明らかになり、その結果、NTT 東西殿の優勢な状況が作られてきました。

この度の電気通信施工規則の改正には大いに期待するものであります。しかし、機能分離の実施のみでは、公正競争上の問題全てを解決できるものではないと考えております。

特に「光の道」構想における光化においては、これまでに無い新たなサービスが考えだされる事と思われます。NTT 東西殿と他事業者における切磋琢磨した競争から新たなサービスや価格が生みだされます。今後さまざまなサービス提供の要望が出て来るものと思われます。こうした、利用者や他事業者の要望にスムーズに応えられるような NTT 東西殿の組織づくりを求めます。NTT 東西殿は市場の動向に支配的影響力を持つ事業者として、他事業者に配慮した行動を求めるものです。

又、「NTT 東西殿と競争事業者の同等性の確保」を厳格に実施している事の報告や、他事業者とのトラブルの公表、そして新たなサービスの要求に迅速に応えられるようにするための、NTT 東西殿と他事業者間での恒久的な会議の場の設置を望みます。この会議の場で話題とされた内容は総務省の審議会に報告され、総務省は NTT 東西殿又は他事業者に適切な指導を行う事を期待いたします。